

特定非営利活動法人 超音波スクリーニングネットワーク 個人賛助会員（サポーター会員）に関する内規

本内規は、特定非営利活動法人 超音波スクリーニングネットワーク（以下「当法人」という）定款第6条（2）に定められた個人賛助会員（以下、名称をサポーター会員と称する）に関する内規である。

第1条（会員の定義）

サポーター会員とは、本法人の目的に賛同し、法人活動を支援していただける会員をいう。

第2条（サポーター会員の特典）

サポーター会員に対する特典は以下のとおりとする。

- 1、会員専用ページのID及びパスワードを発行する。
- 2、当法人が主催及び共催するイベントの情報を配信する。
- 3、会員向けニュースを配信する。

第3条（入会申込み方法）

当法人ホームページの〈サポーター会員入会サイト〉の入会申込書に必要事項を記入し申込む。

第4条（年会費）

入会金及び年会費は徴収しない。

第5条（入会の成立）

前項に定める入会申込みに対して、事務局が入会申込書を確認して成立する。会員証は発行しないが、会員専用ページのID及びパスワードを発行する。

第6条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- 1、申込書に虚偽の事項を記載した場合
- 2、入会申込者がかつて除名された者であった場合
- 3、暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合

第7条（会員資格）

サポーター会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第8条（議決権）

サポーター会員は当法人総会の議決権を有さない。

第9条（会員情報の変更）

サポーター会員は入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに会員専用ページ〈マイページ〉から変更事項を修正する。なお、メールアドレスの変更があったにも関わらず変更処置を行わず、メール配信が不能になった場合は退会扱いになる。

第10条（除名）

当法人は、サポーター会員が次のいずれかに該当する場合は除名することがある。

- 1、当法人の定款等に違反したとき。
- 2、この会員内規に違反したとき。
- 3、他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等権利を侵害した場合。
- 4、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 5、その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第11条（退会）

サポーター会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第12条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

付則

この規定は、令和7年6月7日より施行する。